

## 尾張旭市監査公表第3号

令和6年12月25日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年12月24日付け7土第521号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年1月30日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 市原誠二

### 都市整備部土木管理課

監査の指摘事項	措置状況
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>全ての物品について確認を実施し、備品ラベルの貼付や備品台帳の整理を行った。</p> <p>今後は、毎年全ての物品について検査を実施し、適切な物品管理事務に努める。</p>
<p>行政財産である土木機材倉庫敷地における電柱及び支線の設置について、同課は、電柱及び支線の設置者に、本来、尾張旭市公有財産管理規則（昭和60年尾張旭市規則第7号）に基づき許可申請させるべきところ、尾張旭市公共用物の管理に関する条例（昭和59年尾張旭市条例第2号）に基づき許可申請させ、許可を与えていた。</p> <p>適切な根拠に基づいた許可事務を実施されたい。</p>	<p>尾張旭市公共用物の管理に関する条例に基づく許可については、令和2年4月1日付けで令和2年4月1日から令和12年3月31日までの期間、電話柱44本、支線32本、支線柱2本及び他社共架柱7本を許可している。そのうち、当該電話柱及び支線に関して、相手方から令和7年11月19日付けで撤去とする申請を受け、同月20日付けで許可事項変更の許可を行った。</p> <p>また、尾張旭市公有財産管理規則に基づく行政財産目的外使用許可申請書を令和7年11月20日付けで受け、同月21日付けで行政財産目的外使用を許可した。</p> <p>今後は、適切な根拠に基づいた許可事務に努める。</p>